

神奈川県最低賃金改定等についての意見書

今日、厳しい経済情勢等による新規卒業者も含めた正社員の採用減少や、雇用形態の多様化の名のもとに進められた労働者の非正規化等により、非正規労働者の増大と、それに伴う低賃金層が増大している。

また、非正規労働者には、自ら生計を維持している労働者層も拡大しており、安心・安定が確保された生活を営むことを可能とするためにも、最低賃金制度が果たす役割がますます大きくなっていると考える。

このような状況を勘案すると、今日ほど賃金のセーフティネットの充実が求められている時はないと考える。最低賃金制度は、賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティネットの一つである。

従って、真にセーフティネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、企業内最低賃金協定の締結拡大をすすめ、特定最低賃金による事業の公正競争の確保、均等・均衡待遇が重要な課題であると考えます。

よって、貴職におかれては2012年の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点にたち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。

また、特定最低賃金の改定については、大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本に、その改定を図ること。

- 2 最低賃金の改定にあたっては、地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。

- 3 最低賃金論議については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図るとともに、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

平塚市議会